

陳情文書表

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

令和 7 年 1 月 5 日

陳情番号	84	付議年月日	7. 11. 27
件 名	女性の家族が在宅している場合の家宅捜査において、特に私的空間や物品の捜査時に女性警察官の立合いを義務付ける陳情		
付 議 委 員 会		陳 情 者	

防災警察常任委員会
鎌倉市津1147-90
八島寿子

1. 陳情の理由

家宅捜査は公権力の行使であり、被害者本人のみならず同居家族の生活空間や私的物品に直接関わる重大な手続きである。特に女性家族が在住している場合、男性警察官のみで捜査が行われることにより、以下のような問題が生じました。

- ・ 寝室や衣類等の開示に伴うプライバシーの侵害
- ・ 捜査対応による女性家族の精神的負担
- ・ 捜査後も長期にわたり心身の不調や生活上の不安が継続する事例

現行制度では、被害者が男性の場合、女性家族が在宅していても女性警察官の立会いは義務付けられていない。これは、憲法で保障される国民の基本的人権及び尊厳の保護に不十分であると考えられます。

2. 要 旨

県民の人権保護及び精神的平穏の確保の観点から、以下の措置を神奈川県警察は講じていただきたい。

- ・ 女性家族が在宅する家宅捜査において、女性警察官の立会いを義務付ける規定の整備
- ・ 居室や衣類等、私的物品の捜査時に女性警察官が立ち会う運用の徹底
- ・ 捜査対象者及び同居家族の尊厳に配慮した手続きの確立

以上の措置により、県民の基本的人権を尊重し、安心して生活できる社会の実現に資することを強く要望します。

陳情番号	85	付議年月日	7. 11. 28			
件名	地方独立行政法人化される中井やまゆり園を含めた県立障害者支援施設の入所定員を当面は縮小しないことを求める陳情					
付議委員会		陳情者				
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西 弘					
1. 陳情の要旨 <p>県は9月26日の厚生常任委員会において、神奈川県内の入所施設やグループホームの「利用を希望する方の実態調査」結果を6か月遅れでようやく公表しました。サービス種別の「施設のみ」と「施設+グループホーム」で見ると、「今すぐ入所したい・させたい」89人、「概ね1年以内に入所したい・させたい」154人、「1~2年以内に入所したい・させたい」85人となっていますが、「グループホームのみ」等を含めると、全体では少なくとも1067人の待機者がいることが明らかになりました。</p> <p>「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」では、「新規入所の受入を停止することにより、定員60人規模まで小規模化を図ることになっていますが、この基本方向は現在の県内状況と矛盾していることが今回の調査結果で明らかになりました。県はこの結果をきちんと分析して、具体的な対応策を考えるべきですが、現在示されている「対応の方向性」では極めて不十分です。</p> <p>地域のサービス基盤整備がまだまだ不十分な中で、入所施設の定数削減を先行させると、家族の負担をさらに増やすことになります。当事者の自己責任や家族介護からの脱却、地域に多様な暮らしの選択肢を公的責任で整備する方向が今の県行政には求められています。この調査によって明らかになった当事者と家族の暮らしの実態をふまえれば、現時点での県立施設の定員縮小は、時期尚早であり、無謀です。</p> <p>そこで次のことを強く要望いたします。</p> <p>(1)すでに入所定員66人(短期含む)になった施設は除き、各県立障害者支援施設の入所定員を当面は縮小せずに維持して、県内のセーフティーネットを拡充してください。</p> <p>(2)新規入所停止を直ちに解除して、必要な方の入所受け入れを再開してください。</p> <p>(3)まだ未公表の調査結果(県外の施設やグループホームの利用、精神病院への入院など)も含めた地域実態の全貌を明らかにして対応策を検討すると共に、県基本計画のサービス見込み量なども見直してください。</p> <p>(4)県の発達障害支援センター「かながわエース」を独法化される中井やまゆり園に併設すると共に、強度行動障害対策事業の代替施策を早急に具体化してください。</p> <p>(5)行動障害など支援が難しい当事者でもグループホームが利用できるように県の単独補助制度を拡充するなど、地域で安心して豊かに暮らせる条件整備を県として進めてください。</p>						
2. 陳情の理由 <p>(1)地域サービス基盤整備が不十分な現状を無視して、代替策もなしに神奈川県立障害者支援施設の入所定員を縮小する方向では、当事者と家族の希望に反する結果になってしまいます。</p> <p>私たちは、7月20日に第7回つどいを開催して、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の問題点と課題について約120人の参加者と話し合い、昨年7月4日に千葉県長生村で起きた、元中井やまゆり利用者が父親に殺された事件を二度と繰り返させないためにはどうすればよいかを考えました。参加者からは、県立中井やまゆり園が入所を断ったことが影響している、県</p>						

内のセーフティーネットが綻びてきた、県立施設の役割を果たしていないなどの意見が大半でした。つどいを準備する段階で、県内の民間施設・基幹相談支援センター・親の会・当事者団体など約30か所を訪問した際にも、同様の意見が多数出されました。

前述のとおり、希望しても利用できないうちで「2年以内」の入所を希望している待機者は328人になりますが、これは2024年12月1日現在の数字であり、すでに1年も経過しています。この間は対応策が殆ど改善されていませんから、おそらくは約320人前後が今も「1年以内」の入所を希望していることになります。この切実な待機実態に対して、県が示した「対応の方向性」は極めて不十分です。「利用に係る協議の場」や「空き情報を確認できる仕組みづくり」では根本的解決にはなりません。使える施設が足りないのです。しかし、県立施設の入所受入れは虐待防止など緊急対応的な措置入所レベルに限定すべきであり、あくまでも地域での生活が一時的に困難になった場合に受け入れる通過型を目指すという基本方針を変えています。千葉県長生村で起きた事件の検証チーム最終報告で示された方針のままであり、今回の調査結果が明らかになっても県は全く見直そうとはしていないのです。

私たちは、ただ施設入所させれば済むとか、障害が重いなら施設入所するしかないと考えているではありません。重度訪問介護事業なども含めて、当事者が自己選択できる多様な暮らしの場を地域に公的責任で整備していく際に、少なくとも当面は入所型の施設も選択肢の一つに加える方が現実的なのです。地域の暮らしの場としての施設です。その方向で実践して成果を蓄積している施設が県内には少なくないのです。

また、県立施設はこれまで各障害保健福祉圏域での障害者支援の拠点としての役割を担ってきましたが、県は民間施設でもそれは果たせる機能であり、今後の県立施設の役割ではないと言っています。しかし、民間福祉関係者の多くは、県立施設は直接的な支援の現場から撤退するのかという危惧を抱いているそうです。

県の基本計画では、施設入所者数は定員総数を下回っており（R4年度では約130人）、必要定数は確保されているとして、サービス見込み量も毎年約50人程度減少させていますが、今回の調査結果はこの誤りを明らかにしました。数字上で確保されているように見えるのは、新規入所を制限している県立施設に約100人分の空きがあること、民間施設で支援が難しい方を受け入れると多床室が個室化するために定員通りには運営できないことなどが影響していると思われます。

施設入所を重視しない理由として、県は当事者本人からの施設入所希望は僅かであり、多くは家族や関係機関からだと強調して、それを意思決定支援が不十分な結果だとしているようです。しかし、この調査項目は「グループホーム」や「短期入所」にはないのです。一種の印象操作ではないでしょうか。施設入所を家族や支援者の希望だからと切り捨てず、今の地域サービス基盤の不十分さを反映したものだと受けとめるべきです。生活体験も乏しく、意思決定が難しい本人のことを思う気持ちの反映でもあります。現在の神奈川県の「当事者目線の福祉」は、家族や支援者の意思を排除しています。

（2）多くの県立施設が新規入所を停止している現状は、当事者や家族に深刻な事態を招いています。

例えば、現在の中井やまゆり園の入所定員は長期入所：122人、短期入所：18人ですが、ここ数年は新規入所を停止してきたので現在の入所人数は80人台になっています。しかし、さがみ緑風園のように職員定数を削減することはせず、今年度からは園長直轄のモデル寮を展開し、外部から新たな人材を登用するなど重点的に取り組んでいますが、地域生活移行は想定通りに進んでいません。残り4か月で定員60人程度に縮小という当初の構想が実現するとは思えず、したがって独法化する来年4月以降も新規入所停止が継続となります。「改革中なので」というのが現在の停止理由ですが、独法化した後も「改革」はいつまで続していくのでしょうか。新たな利用者を日常的に受け入れない事態の長期化は、支援する職員にもマイナスであり、入所施設の本来の使命が果たせなくなることを意味します。

県は、新規入所を停止していても短期利用は受け入れている、或いは他の県立施設では入所を受け入れているから問題がないと言います。しかし、中井やまゆり園の短期利用実人数は僅かであり、R 4・5・6年度は各3・4・3人、今年度は8月段階で2人に過ぎません。また、他施設の新規入所受け入れ実人数(R 4・5・6年度)は、三浦しらとり園で0・0・0人(R 6は正確に確認できず)、愛名やまゆり園で1・4・0人でしかありません。すでに定員を40人に縮小し、入所数も30人を切っているさがみ緑風園も、0・0・1人です。つまり、すでに再整備されて定員60人になっている津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園を除くと、他の県立施設での新規入所受け入れは十分に機能していないのです。「方向性ビジョン」の制約です。

しかし、他の全ての県立施設が直ちに新規入所受け入れを再開すれば、前述の希望者の多くに対応できる可能性が広がります。施設を「改革」しながらであっても、県民を断らないことが公立施設の責務であるはずです。その方向に県が踏み出さなければ、同居する家族の介護負担が続き、結局は当事者にもマイナスになるのです。その最悪の事態が、昨年に起きた千葉県長生村事件です。このまま、必要な方が施設入所できない事態が続ければ、第二、第三の同じような事件が起きてしまします。施設入所の必要な方が、近くの県立施設に入所できる状況を一刻も早くつくってください。

独法化の目的である「調査研究と人材育成」は、県立施設の大切な役割ではありますが、そのフィールドとしてだけではなく、各障害保健福祉圏域の拠点として、セーフティーネットの役割を民間施設と連携しながら担う責務があり、これが地方自治体の本旨であることを忘れてはなりません。多額の県費と多くのプロパー職員雇用が、結果としては有効活用されないことになってしまいます。

(3) 県民ニーズや地域状況の実態把握がまだ不十分であり、追加の調査が必要です

前述の7月20日第7回つどいでは、県内では利用できる施設やグループホームが見つからなかったために、県外に出て行かざるを得ない方々が多いことも報告されました。児童施設を含めて、県内福祉関係者の間では周知のことであり、県外の事業者が入居者募集に来県することも少なくないそうです。

やむを得ず県外の施設やグループホームを利用したり、精神病院に入院したり、或いは短期利用を複数の施設で長期に繰り返す当事者の状況把握も重大な課題です。しかし、公表された調査結果には見当たらないので、今回調査の範囲外だと受けとめていたのですが、県によれば調査の対象にしており、区分して公表はしていないが、発表した数字に含まれているとのことでした。

11月4日には、相模原市で起きた「老老介護」の殺人事件判決報道もありましたが、「老障介護」は深刻な問題であり、今回の調査でも「介護者の高齢、病気療養、仕事」などが少し明らかになりました。長生村で起きた事件は「老障介護」問題でもあり、県内でのサービス利用を諦めて県外に転居した後の殺人事件でした。その結果は違うとしても、県外に暮らしの場を求めるを得ない当事者が多くいる神奈川県に共通する現実だといえます。この実態についても精査して、やむを得ず県外の施設等で暮らしている神奈川県民を明らかにしていく必要があります。総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所に置いて」暮らすことは、誰にも等しく保証されねばなりません。

この他にも未公表の調査結果があるのなら、数字合算の誤りなどを修正した上で、個人情報は除き、早急に全貌を明らかにする追加の公表が必要です。なお、契約制度の時代では、公の窓口での相談にも至らず、この調査結果に反映されていないニーズがあり得ることにも留意すべきであり、「少なくとも1067人」と受けとめるべきです。さらには、「短期+居住系」に分類された中にも潜在的なニーズがあると思われます。

そして、「基本計画だけでは把握できないニーズがあるから」調査した結果として、これだけのニーズの存在が明らかになったのですから、改めて基本計画そのものを見直す作業を進める必要があります。特に、各サービス見込み量を精査してください。

(4)地方独立行政法人中井やまゆり園には、「かながわエース」の併設が不可欠です。

現時点で、2026年4月1日発足予定の地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中井やまゆり園に、発達障害支援センター「かながわエース」を併設することの明確な発表がありません。11月13日には、相談部門は位置づけるが、それ以外は未定だと回答されています。

確かに、「強度行動障害」については、その用語の是非も含めて中井やまゆり園改革の中でも様々な議論があります。しかし、中井やまゆり園がこれまでの支援の実績と改革の成果をふまえて、独法化された後も、政令市を除いた県域の発達障害支援センターの役割を担うことは、国の関連する事業を県内で展開するために必要であり、「研究と人材育成」にもプラスになります。「かながわエース」の併設は不可欠です。

また、中井やまゆり園改革の過程で「強度行動障害対策事業」が廃止されたために、県内各地域で当事者支援にマイナス影響が出ています。この事業廃止については、愛名やまゆり園の虐待に関する検証で県に指摘事項が出されました。それに対する県の報告(R7年3月)で、県は代替策を検討すると述べていますが、これを早急に具体化する必要があります。

(5)行動障害など支援が難しい当事者は、グループホーム利用を断られることが多いのです。

入所施設からの地域生活移行が徐々に難しくなっています。原因は、施設入所者で重度化や高齢化の割合が高まっていて、地域のグループホームへの移行が難しくなっているからです。県はこの課題を知りつつも解決できていません。例えば、これに関連する計14の県事業の中で、目標人数が設定されている6事業について昨年度実績を見ても、目標71人に対して僅か4人でした。実効性がある施策づくりが難しいようです。

他方のグループホームでは、行動障害があると利用を断られる事例が多い実態があります。長生村で亡くなったHさんもその一人でした。今回の調査でも「障害の状況」記載の多くを「行動障害を有する方」が占めていますが、それも影響していると思われますが、県域だけでもグループホームの空き枠が約300人(定員の約5.2%)あると厚生常任委員会で県が答弁しています。

グループホームでも利用者数は定員総数を下回っており、必要定数は確保されていると県は言いますが、今回の調査で明らかになった待機者の実態をふまえれば、当事者や家族の希望、地域サービス資源の実態、県基本計画の見込み量推計、施策の基本方向、各施策の実効性などが相互に矛盾していると思われます。特に、行動障害があってもグループホーム利用を断れることがないように、各事業者に対する県の単独補助制度が拡充されれば、現在の待機者解消が数字上では可能になります。予算はかかりますが、踏み出す時です。

そして、地域で安心して豊かに暮らせる条件整備を県としても進めていくべきであり、それを前提とした上で初めて、入所施設の定員縮小を現実的課題として検討することができると言えます。

陳情番号	8 6	付議年月日	7 . 1 2 . 1			
件 名	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台 5 5 – 6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出 井 健三郎 外 (1 団体) 2 人					
<陳情理由>						
<p>行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第36条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。</p> <p>しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります。</p> <p>チェックオフは、行政が公的な給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することにより、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する、法令上認められた便宜供与制度です。しかし、その資金の一部が政治活動や特定政党の支援に用いられている場合には、制度の趣旨を逸脱し、結果として行政の政治的中立性を損なうおそれがあります。</p> <p>地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。</p> <p>職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。</p> <p>一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。</p> <p>あわせて、地方公務員法第52条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。</p> <p>以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政の政治的中立性の確保 2. 地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限 3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重 						

という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、神奈川県においては、2,000人を超える職員が自治労ないし自治労連に加入しているとの情報があります。「組合費を給与から天引きしている根拠となる条例または規約」の開示を請求したところ、「組合費を給与から天引きしている根拠となる条例または規約は不存在」との回答があつた旨の報告を受けております。

チェックオフ制度を適正に運用するためには、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」に示されているように、

- ①当該事業場の過半数組合（または過半数代表者）と行政との間における労使協定（合意文書）の締結
 - ②各組合員からの委任同意書の取得
- という二要件が必要とされています。

これらが欠ける場合は制度運用が「違法状態」と判断される可能性が高く、あわせて行政の政治的中立性や公金取扱いの適正性に対して市民の疑念を招くおそれがあります。

つきましては、神奈川県におけるチェックオフ制度の運用状況について、改めて下記陳情項目の内容をご確認いただき、必要な対応をご検討くださいますようお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。

3. 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

陳情番号	87	付議年月日	7.12.1			
件名	庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情					
付議委員会		陳情者				
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出井 健三郎					
<陳情理由>						
<p>ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県の市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。</p> <p>神奈川県では6月議会で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的な圧を感じた、うち2名がハラスメントを受けたと感じたと明確に回答しています。勧誘総数は明らかにされていませんが、少なくとも2名の「ハラスメントを受けた職員がいる」ことは議会として重く受け止めるべきです。</p> <p>全国では35の自治体で、管理職員等を対象としたアンケート調査がおこなわれ、政党機関紙勧誘を受けた管理職員の57%（自治体平均値）が「議員から心理的圧力を感じた」と回答しています。</p> <p>議員から職員への政党機関紙勧誘は、勧誘者の意図にかかわらず、「心理的圧力」が伴っていることは明らかであり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読しお金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑惑がいだかれる行為です。</p> <p>問題決着の在り方として、庁舎内では原則勧誘禁止を明確にしたうえで、職員個人の思想信条の自由を担保できる形での救済措置の実施を求めます。</p> <p>具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。</p> <p>① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。</p> <p>② （議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自分でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑惑払拭に配慮できる。</p> <p>上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業</p>						

行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした先行自治体の取り組みを踏まえ、アンケート結果を真摯に受け止めるとともに、社会全体から行政運営に向けられる厳しい視線を重く認識し、下記の対応についてご検討くださいますようお願いします。

<陳情項目>

1. ハラスメント防止及び庁舎管理規則の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。
2. 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。
3. 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。

陳情番号	88	付議年月日	7. 11. 28
件名	三ツ池公園早朝時の駐車場無料継続を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	川崎市中原区上平間 1700-333 井 上 泰 秀 外 150人		
<p>陳情項目</p> <p>◎県立三ツ池公園早朝時駐車場無料を継続すること。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>(1) 每朝午前5時から8時半頃まで、三ツ池公園にて犬との散歩を行っています。同様に、ウォーキング、ランニング、ラジオ体操、散策、花を楽しむ会、野球、テニス、写真愛好家など、多くの県民・市民の皆さまが早朝の三ツ池公園を利用されています。現状では午前5時から8時30分まで駐車料金が無料となっており、三ツ池公園は県民・市民にとって早朝の”憩いと集いの場”となっています。</p> <p>(2) 来年3月1日より、早朝時間帯となる5時半から8時半の駐車料金として、1時間未満は無料であるものの、1時間を超えると100円を徴収する方向で検討が進んでいると伺っています。財源の事情には関与するつもりはありませんが、三ツ池公園の本来の目的は、県民・市民の個人・団体の憩いの場としての役割を果たすことにあると考えます。野球、テニス、ラジオ体操、犬の散歩仲間、ウォーキング、ランニングなど、個人利用も団体利用も多岐にわたります。11月13日から15日の早朝にヒアリングを行いましたが、駐車料金の発生を望む、または了承する方は一人も確認できませんでした。エビデンスとして、署名を別途添付いたします。</p> <p>(3) さらに、早朝時間帯の駐車場を有料化することにより、県民の利用が減少することが懸念されます。また、近隣住民への迷惑行為として、早朝の1-2時間だけ路上駐車が発生する可能性も考えられます。どうか、現状維持にて、早朝時間帯の駐車場無料措置を継続していただけますよう、切にお願い申し上げます。</p>			
以上			

陳情番号	89-1	付議年月日	7.12.3
件名	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情		
付議委員会		陳情者	
総務政策常任委員会	座間市相模が丘2-31-18コーポユカ202 楠元三千代外(1団体)1人		
【陳情事項】			
1.	神奈川県警察において、次の対応を行うこと。 (1) 脳神経関連権の侵害（人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用）から県民を守るために、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。 ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。 イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続を行うこと。 ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報(*1)の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。 エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ(*2)を構築し、施行すること。 オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関（自衛隊、警察庁）と連携対応すること。 カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。 キ (3)の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。		
(2)	本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例(*3)を制定すること。		
(3)	脳神経関連権の侵害（条例制定前の侵害も含む。）により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。		
2.	神奈川県個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報(*4)を個人情報に追加し、生活、生命、財産(*5)に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。		
3.	神奈川県国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器（ニューロ技術の悪用）を対象に追加すること。 また、危機管理委員会議長がその権限で諮問委員会を開催し、専門家から神経兵器の情報及び民間の団体等から神経兵器又は同等の神経通信技術の使われ方による犠牲者の実態の情報収集すること。 その収集した情報をもとに既に犠牲となった神奈川県国民の救済をおこなうこと。		
* 1	インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。		
* 2	ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線上での不正利用の通信を遮断し、又は改ざん行為から守ることをいう。 コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明している。		
	中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。		
	2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。		
* 3	具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する内容が考えられる。		

- * 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。
- * 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

【理由】

1. 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。
 - (1) 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。
 - (2) 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。
 - (3) 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るためにの権利。
 - (4) 心理的連續性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。
 - (5) 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動のあり方を理由とした不利益待遇（脳神経差別:neuro-discrimination）を受けない権利）。
2. ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。
3. チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
4. 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。
5. 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。
 - (1) 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - (2) 第7条に「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けない」とある。
6. 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。
7. 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれていた苦境について御理解を賜り、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。
8. 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。
9. なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求める陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。
10. これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具現化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。

陳情番号	89-2	付議年月日	7.12.3			
件名	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情					
付議委員会		陳情者				
防災警察常任委員会	座間市相模が丘2-31-18コーポユカ202 楠元三千代外(1団体)1人					
【陳情事項】						
1. 神奈川県警察において、次の対応を行うこと。						
(1) 脳神経関連権の侵害(人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用)から県民を守るため、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。						
ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。						
イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続を行うこと。						
ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報(*1)の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。						
エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ(*2)を構築し、施行すること。						
オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関(自衛隊、警察庁)と連携対応すること。						
カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学捜査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。						
キ (3)の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。						
(2) 本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例(*3)を制定すること。						
(3) 脳神経関連権の侵害(条例制定前の侵害も含む。)により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。						
2.	神奈川県個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報(*4)を個人情報に追加し、生活、生命、財産(*5)に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。					
3.	神奈川県国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器(ニューロ技術の悪用)を対象に追加すること。 また、危機管理委員会議長がその権限で諮問委員会を開催し、専門家から神経兵器の情報及び民間の団体等から神経兵器又は同等の神経通信技術の使われ方による犠牲者の実態の情報収集すること。 その収集した情報をもとに既に犠牲となった神奈川県国民の救済をおこなうこと。					
* 1 インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。						
* 2 ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線上での不正利用の通信を遮断し、又は改ざん行為から守ることをいう。 コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明している。						
中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。						
2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。						
* 3 具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する内容が考えられる。						

- * 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。
- * 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

【理由】

1. 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。
 - (1) 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。
 - (2) 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。
 - (3) 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るための権利。
 - (4) 心理的連續性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。
 - (5) 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動のあり方を理由とした不利益待遇（脳神経差別:neuro-discrimination）を受けない権利）。
2. ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。
3. チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
4. 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。
5. 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。
 - (1) 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - (2) 第7条に「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けない」とある。
6. 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。
7. 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれていた苦境について御理解を賜り、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。
8. 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。
9. なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求める陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。
10. これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具現化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。

陳情番号	90	付議年月日	7.12.3
件名	今日の物価高騰を鑑み、インボイス制度の廃止を求めることを国に求める意見書 提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
総務政策常任委員会		横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉田 剛	

【陳情の理由】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが消費税のインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。また、インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。今後、経過措置の縮小・廃止が実施されれば、インボイス登録をしていない事業者との取引がいっそう見直され、小規模事業者やフリーランスが取引から排除され、廃業の危機に追いつめられることが懸念されます。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で充分可能であることから、本来、インボイス制度は不要なはずです。

今日の物価高騰や消費税の免税制度が設けられていたことを考慮すれば、中小企業・個人事業主に多大な負担となるインボイス制度は廃止すべきです。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情の要旨】

今日の物価高騰を鑑み、インボイス制度の廃止を求めることを国に求める意見書を提出すること。

陳情番号	91	付議年月日	7.12.3
件名	今日の物価高騰を鑑み、中小企業・個人事業主の経営支援として、消費税率を5%以下に引き下げる国に求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
総務政策常任委員会		横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉田 剛	

【陳情の理由】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税を訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。この間、私たちの取り組んだ国会議員要請行動でも、党派を超えた多くの議員が消費税減税とインボイス制度の廃止を求める請願書の紹介議員になってくれています。また、参議院選挙後の各紙世論調査でも消費税減税が多数を占める結果が示されています。民意は明確です。

依然として続く物価高のもと、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で、中小企業・個人事業主の倒産が増加しています。帝国データバンク「倒産集計2025年上半期」によれば、12年ぶりに5000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。また、日銀「生活意識アンケート」(2025年6月)では、生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超にのぼっています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが負担能力を超えた消費税負担であり、インボイス制度導入による新たな税負担です。

調査によれば、消費税の価格転嫁が全くまたは一部しかできていない割合が22.2%に上りますが、しかし、こうした事業者のほとんどが納税を行っています。このことは、転嫁できない分を、身銭を切って納付していることを示しています。こうしたことから、消費税は国税の中でもっとも滞納が多い税金となっています。

地域で頑張っている中小企業・個人事業主の経営を応援するためにも、消費税減税が求められています。減税決定から多少時間がかかるとしても、国が減税を打ち出したなら、期待感と安心感で景気が上向くことが予想されます。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情の要旨】

今日の物価高騰を鑑み、中小企業・個人事業主の経営支援として、消費税率を5%以下に引き下げる国に求める意見書を提出すること。

陳情番号	92	付議年月日	7.12.3
件名	今日の物価高騰による経営と暮らしの困難に鑑み、インボイス制度が廃止されるまでの間、中小企業・個人事業主の負担を軽減する経過措置の継続を求める国に求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	

【陳情の理由】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが消費税のインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。また、インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。こうした中で、経過措置の縮小・廃止となれば、インボイス登録をしていない事業者との取引がいつそう見直されることが懸念され、小規模事業者やフリーランスが取引から排除され、廃業の危機に追いつめられることになります。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で充分可能です。

中小企業・個人事業主に多大な負担となるインボイス制度は廃止されるべきです。少なくとも、廃止されるまでの間、負担を軽減する経過措置を延長すべきです。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情の要旨】

今日の物価高騰による経営と暮らしの困難に鑑み、インボイス制度が廃止されるまでの間、中小企業・個人事業主の負担を軽減する経過措置である「2割特例」「8割控除」の継続を求める意見書を国に送付すること。

陳情番号	93	付議年月日	7.12.3
件名	付託委員会での請願や陳情の審査方法の改善を求める陳情		
付議委員会		陳情者	
議会運営委員会	横浜市中区不老町1-5-11 全日本年金者組合神奈川県本部 委員長 伍 淑子		

【陳情の要旨】

神奈川県議会に提出された請願や陳情の審査について、付託委員会では一定の時間を確保して丁寧な審査を行うとともに、各会派は理由を付して態度表明を行うなど、審査方法の改善を求めます。

【陳情の理由】

年金者組合神奈川県本部では5項目の請願事項からなる「難聴対策の充実及び意見書の提出を求める請願」を、4,475筆の署名とともに2025年9月18日に神奈川県議会に提出し、10月7日の厚生常任委員会で審査されることになりました。

この委員会には請願2件と陳情3件が付託されていましたが、午前中は補正予算案など議案が審議され、午後は各会派の団会議終了後17時近くに再開され、計5件の請願や陳情の審査は最後の5分程度とも思える大変短い時間でした。委員長が各会派の態度表明を受けて集約し、「採択」「不採択」「継続」など審査結果を確認するだけで、委員会では請願や陳情の内容についての説明はなく、質疑も一切ありませんでした。

また、当方提出の請願は不採択となつたため、後日議事課にその理由を聞きましたが、「議事課では把握していないので、各会派に聞いて欲しい」との回答でした。内容に不備な箇所や事実誤認等があったのか、当方の認識や見解に誤りがあるのか、趣旨は賛同できても予算の確保が難しいなど実現の可能性がないと判断されたのか、逆に実現する可能性が高く採択する必要がないので不採択となつたのか、不採択の理由が分からなければ私たちも今後の取り組みに生かせません。

今後請願や陳情を出す時には、前回の請願への各会派の意見が明示されて不採択の理由が残されていれば、請願内容を前回よりも改善することが出来ると思います。

神奈川県議会のホームページの「神奈川県議会請願・陳情」欄では、「請願・陳情は皆様の権利です。県政について、要望や意見等があるときは、どなたでも請願書や陳情書を県議会に提出できます」とありますが、県民の権利の執行はまだ不十分だと思います。

より県民に身近な議会となるよう改善していただく上でも、請願や陳情の審査において事務的な対応ではなく、十分な質疑時間を確保いただき、各会派は賛否の理由を述べて態度表明をしていただくなど、審査のあり方を改善すべきと思います。

陳情番号	94-1	付議年月日	7.12.3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉腰了三 外9, 718人		
陳情趣旨			
<p>教職員不足・未配置は全国的な課題となっていますが、神奈川県では県立特別支援学校の未配置が深刻で、ここ3年間で約4倍の数に悪化しています。小学校・中学校・高校と比較しても人数比が圧倒的に高くなっています。</p> <p>学校現場ではフルタイムの教員が足りないため非常勤講師が学級担任を担っている例が増えており、非常勤講師の時間外労働や、過重労働から身体や心を病む教職員が急増しています。教職員体制が組めず、文化祭・体育祭・地域フェスティバルなどの全校行事、宿泊行事を廃止する学校が増えています。</p> <p>特別支援学校設置基準が2022年にできたものの、「既存校には当面の間適用しない」となっているため、大半が設置基準を満たさない過大規模・過密状態にあります。少子化の中でも特別支援学校の入学者は知的障害部門を中心に急増しています。また多くの学校は校舎が老朽化し、危険と隣り合わせの環境も数多く残されています。</p> <p>教職員不足と学校の過大・過密状況は子どもたちの成長とこれからの社会建設に直接関わってくる大問題です。</p> <p>障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p>			
陳情項目			
<ol style="list-style-type: none"> 1、教育費を大幅に増額し、少子化の中でも新就学児の増えている特別支援学校の過大規模・過密状態を速やかに改善してください。 2、インクルーシブ教育を可能にするため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の1クラスの人数を少なくしてください。そして、子どもたちのさまざまなニーズに対応するために、正規教職員を増員してください。 3、神奈川県立特別支援学校の教職員不足を解消するために、特別支援学校教職員の時間外労働の解消につながる抜本的な施策を講じてください。 4、放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。 			

陳情番号	94-2	付議年月日	7.12.3			
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情					
付議委員会		陳情者				
文教常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉腰了三 外9, 718人					
陳情趣旨						
<p>教職員不足・未配置は全国的な課題となっていますが、神奈川県では県立特別支援学校の未配置が深刻で、ここ3年間で約4倍の数に悪化しています。小学校・中学校・高校と比較しても人数比が圧倒的に高くなっています。</p> <p>学校現場ではフルタイムの教員が足りないため非常勤講師が学級担任を担っている例が増えており、非常勤講師の時間外労働や、過重労働から身体や心を病む教職員が急増しています。教職員体制が組めず、文化祭・体育祭・地域フェスティバルなどの全校行事、宿泊行事を廃止する学校が増えています。</p> <p>特別支援学校設置基準が2022年にできたものの、「既存校には当面の間適用しない」となっているため、大半が設置基準を満たさない過大規模・過密状態にあります。少子化の中でも特別支援学校の入学者は知的障害部門を中心に急増しています。また多くの学校は校舎が老朽化し、危険と隣り合わせの環境も数多く残されています。</p> <p>教職員不足と学校の過大・過密状況は子どもたちの成長とこれからの社会建設に直接関わってくる大問題です。</p> <p>障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p>						
陳情項目						
<p><u>1、教育費を大幅に増額し、少子化の中でも新就学児の増えている特別支援学校の過大規模・過密状態を速やかに改善してください。</u></p> <p><u>2、インクルーシブ教育を可能にするため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の1クラスの人数を少なくしてください。そして、子どもたちのさまざまなニーズに対応するために、正規教職員を増員してください。</u></p> <p><u>3、神奈川県立特別支援学校の教職員不足を解消するために、特別支援学校教職員の時間外労働の解消につながる抜本的な施策を講じてください。</u></p> <p><u>4、放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u></p>						